

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
56	改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)及び岩国市営改良住宅条例(平成18年条例第241号)に基づき、改良住宅の管理に関する事務を行う。 ① 敷金の徴収に関する事務 ② 敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ④ 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みにに対する応答に関する事務 ⑤ 改良住宅の明渡しの請求に関する事務 ⑥ 収入状況の報告の請求等又は条例で定める事項に関する事務 ⑦ 家賃の決定に関する事務 ⑧ 家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑨ 割増賃料の徴収に関する事務 ⑩ 割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑪ 他の適当な住宅へのあっせん等に関する事務
③システムの名称	公営住宅システム、住記・税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システム、住宅管理台帳、住宅使用料減免一件、収入申告書、住宅請書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表27の項、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供事務) 情報提供なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市開発部 建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 都市開発部 建築住宅課 TEL:0827-29-5139
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	建築住宅課長 尾崎 和彦	建築住宅課長 坂上 政行	事前	H28.4.1付け人事異動に伴う変更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	都市建設部 建築住宅課	都市開発部 建築住宅課	事前	組織の変更によるもの
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	建築住宅課長 坂上 政行	建築住宅課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	IV リスク対策		IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の35の項、別表第一主務省令第26条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の35の項、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律別表第一の主務省令で定める事務を定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 26条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) 情報提供なし (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二の54の項、別 表第二主務省令第28条	(情報提供事務) 情報提供なし (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二の54の項、行 政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第28条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二の54の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第28条	(情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二の54の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第28条	事後	番号法改正による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の19の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) 情報提供なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二の54の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第28条	(情報提供事務) 情報提供なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		ユーザ認証の管理を行っている。	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更